

公明党「2009 衆議院選挙 選挙公約」

—全国市長会要請事項の反映状況及び検証—

全 国 市 長 会
平成 21 年 8 月 11 日

1 地方分権の位置づけ

- 6つの重点政策の一つとして「地方分権をすすめ、地域主権型道州制へ！」を掲げ、地方分権を重視する姿勢を示している点は評価する。しかし、道州制の導入に力点が置かれている一方、その導入に先立って実施することとしている地方分権の推進については、基礎自治体の目指す姿や権限移譲、税財源確保の具体的実現方策などが明確ではない。

2 自治行政関係

- ① 「地域主権型道州制の導入に先立ち、国と地方の役割、事務事業の抜本の見直し、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大のため、新しい地方分権一括法を制定」するとともに、「地方分権改革推進委員会の第2次勧告に基づき国と地方の役割分担を明確にしながら、事業の仕分けを行い、国の出先機関の廃止・縮小を大胆に実施」し、「国の事務・権限を大幅に地方に移譲」している点は評価する。

基礎自治体に対する権限移譲や法令による義務付け・枠付けの廃止・縮小についても、地方分権改革推進委員会の勧告に沿った見直しがなされることを求める。

- ② 「新しい地方分権一括法の制定に際し、国と地方の代表等が地方自治に関して協議を行い、地方が権限を有する「分権会議」（仮称）を法定」するとして、「地方が権限を有する」ことが明記されていることは評価する。国と地方の協議の場については、早期に設置するとともに、協議を実質化するための具体的方策を講じるべきである。
- ③ 「市町村合併を強力に進め、1,000 の基礎自治体を目指す」としているが、今後における市町村合併は、自治体の自主性及び多様性を尊重して行われるべきで、強制にわたることがあってはならない。

3 自治税財政関係

- ① 「自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税等の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の大幅縮小、税源配分

の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源配分を1対1とすることを目指し・・・その際、地方消費税の充実を図る」としていることはおおむね本会の要請どおりであり、評価する。

なお、税制抜本改革に当たり、「自動車重量税の軽減など暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担を軽減する」としているが、自動車関連諸税及びこれを原資とする地方譲与税等は、極めて厳しい地方財政の状況、道路整備などの財政需要及び地球温暖化防止対策の観点から、代替財源を示すことなく安易に軽減すべきではない。

- ② 「地方交付税等の財政調整機能に配慮しながら交付税を確保する」と言及している点については、地方交付税の財政調整機能のみならず財源保障機能の強化を進めその復元・増額を図ることが重要であり、そのことが明記されていない点は評価できない。

消費税の社会保障目的税化については、消費税が地方交付税の原資となっていることに鑑み、都市自治体の一般財源の充実・確保に十分配慮すべきである。

- ③ 「維持管理に係る国直轄事業負担金を廃止し、その上で国と地方の役割分担を明確化し、（建設に係る直轄事業負担金についても）最終的に廃止」としていることは評価するが、廃止した場合、必要な事業を確実に実施できるような財源の確保についても明確に示すべきである。併せて、都道府県事業に対する都市負担金制度についても同様とすべきである。

4 医療保険関係

- ① 「国民健康保険制度の都道府県単位の広域化と都道府県単位の一元化された地域保険の創設の検討」については、保険者・被保険者や一元化の内容などについて言及されていないのでその具体像は不明であるが、現在の国民健康保険制度の構造的問題を解消する観点から広域化を図るものとするれば、本会の要請に一步近づくものとして評価したい。
- ② しかし、後期高齢者医療制度について「被用者保険への継続加入措置の創設」を行うことについては、世代間や高齢者間の不公平の解消などを目指して定着しつつある都道府県単位の後期高齢者医療制度の根幹にかかわる問題であり、被保険者をはじめとする現場に大きな混乱が生じ、制度運営に支障を招来することから、当面は現行制度の定着に努めるとともに、並行して将来的に全国民を対象とする医療保険制度への一本化に至る道筋をきちんと作るために有効な対策を急ぐべきである。

5 総括

- ① 本会の要請事項については、地方交付税の復元・増額、国庫補助負担金の廃止・縮小の数値目標などが盛り込まれておらず、自動車重量税等の暫定税率の負担軽減などに言及されていることは評価できないが、それらを除けばおおむね要請どおりに政権公約に盛り込まれていることは評価する。
- ② 地方分権の推進という目指す方向は本会と共通していると考える。本会の要請内容は決して目新しいものではなく、従来から永年にわたり要請してきたものである。要は、それを実現するため、いかに政治的な指導力を発揮し、実行していくかである。

については、各省庁等の抵抗を排除し、様々な既存のしがらみに拘束されることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を十分尊重するとともに、本会の要請等を踏まえ、真の地方分権改革を断行されることを強く求める。
- ③ 税制抜本改革に当たり、「自動車重量税の軽減など暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担を軽減する」としているが、自動車関連諸税及びこれを原資とする地方譲与税等は、極めて厳しい地方財政の状況、道路整備などの財政需要及び地球温暖化防止対策の観点から、代替財源を示すことなく安易に軽減すべきではない。
- ④ 後期高齢者医療制度について「被用者保険への継続加入措置の創設」を行うことについては、世代間や高齢者間の不公平の解消などを目指して定着しつつある都道府県単位の後期高齢者医療制度の根幹にかかわる問題であり、被保険者をはじめとする現場に大きな混乱が生じ、制度運営に支障を招来することから、当面は現行制度の定着に努めるとともに、並行して将来的に全国民を対象とする医療保険制度への一本化に至る道筋をきちんと作るために有効な対策を急ぐべきである。